

セキュリティで選ばれる！
これから勝ち残る共同利用型オフィスを学ぶ

地域サテライトオフィス 整備推進事業のご紹介

令和3年4月6日
総務省情報流通行政局
情報流通高度化推進室

背景

- コロナ禍を受けた「新しい生活様式」へのシフトは、**我が国全体で対応が必要な社会的課題**
- 国民の社会活動の一つである労働に関しても、新しい生活様式下における**新しい働き方への対応が必要かつ急務**

現状認識

- 新しい働き方の一つであるテレワークは、その有効性に対する認知度が既に高まっておりその活用も進んでいるが、一方、テレワークの**更なる普及・定着に向けては、「テレワークを行うための場所がない」と**の点も指摘
- 「テレワークを行う場所」について、現在、民でも「サテライトオフィス」の整備が広まりつつあるものの、これはビジネスとして成立するエリアが中心で全国にまだ浸透しているとは言えず、**サテライトオフィスの普及には地域偏在性がある**ところ

本事業の趣旨

- 本事業は、**これまでのサテライトオフィス整備事業を継続し、民主導ではにわかに整備が進みにくい地域を対象に**、当該地域におけるその普及を促すことで、**国民が地域によらず新しい働き方環境を享受できる社会環境の整備を促進**するもの

- **新しい生活様式への対応という我が国全体の社会課題に関し、民主導では解消が容易でない部分を対象に取り組む本事業は、国として対応すべきものであり必要かつ急務である。**

新たな生活様式の普及・定着が求められる中、国民が新しい働き方環境を享受できるようにするべく、民主導ではにわかに整備が進みにくい地域においてサテライトオフィス整備を促すために、テレワークを安心して行うことができる「場」のモデルとなるサテライトオフィス整備を行おうとする地方公共団体等に対して助成を行う。

助成措置の内容

1. 内容

一定のセキュリティ水準を確保したサテライトオフィスの整備に係る事業に対し助成を行う。

2. 補助対象者

他人の用に供するサテライトオフィスの整備を行う地方公共団体
(都道府県並びに特別区、指定都市及び中核市を除く。)

又は、地方公共団体を1以上含むコンソーシアム

3. 補助率

事業費の1/2補助(補助額上限2,000万円)



提案事業の要件

・一定のセキュリティ水準を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症対策等を講じた他人の用に供するサテライトオフィスの整備に対して事業の目的遂行に必要と認められる経費を補助。

・当該地方公共団体の管内に他の他人の用に供する以下の施設が整備されていないこと。

<サテライトオフィスの例>

- ・共同利用型コワーキングスペース
- ・レンタルオフィス
- ・シェアオフィス

補助率・補助対象経費

<一定のセキュリティ水準>

「共同利用型オフィス等で備えたいセキュリティ対策について」（一般社団法人日本テレワーク協会・一般社団法人セキュアIoTプラットフォーム協議会）に記載の【基本対策】を講じること。

⇒本対策を含め、整備後のフォローアップを行う予定。

【セキュリティ課題】

- ・管理体制（セキュリティポリシー、トレーニング）、入退室管理・利用者情報、ネットワーク機器（無線 LANアクセスポイント、ルーター等）、ネットワーク接続機器（複合機・防犯カメラ等）、レンタルPC、物理設備（ロッカー等）

<新型コロナウイルス感染症対策>

- ・新型コロナウイルス感染症の対策等に係る住民への情報伝達や雇用・事業・生活の維持への貢献並びに感染症拡大の収束後の地域経済活動の回復や強靱な経済構造の構築への貢献などが具体的に示されていること。
- ・補助事業による拠点整備に合わせて、換気設備やサーモグラフィーの整備等の新型コロナウイルス感染症対策にも取り組んでいること。

<外注費(業務請負費)>

補助事業の業務に直接必要な以下の外注にかかる経費(業務請負費等含む)のうち、一般管理費や諸経費等の間接経費相当額が含まれない場合の経費。

- 躯体に関わらないオフィス改修費(OA床の設置、オフィスの仕事環境を構築するために必要な壁紙張り替え等)
- テレワーク業務に必要不可欠なシステム構築・改修費(同等又は類似の機能を持つなど、代替可能な市販品がある場合には計上不可)
- 拠点へのテレワーク環境構築にかかる工事費(物品購入に付随する工事費についてはまとめて物品費に計上)

等

補助対象経費		補助率
区分	内容	
(1) 直接経費	ア 物品費 イ 人件費・謝金 ウ 旅費 エ その他(外注費(業務請負費)等)	1/2 (上限2千万円) 以内
(2) 一般管理費	(1)の合計額の1/10以内	

※補助事業の目的遂行に必要と認められない経費及び目的遂行に必要であっても一般的に合理的と認められる範囲を超える経費等については、原則として補助対象とならない。

選定方法

- ✓ 形式的要件を満たしているか否かの書類審査を行う。その後、外部有識者又は総務省による評価による審査を行い、その結果に基づき採択候補先を選定。

評価は提出書類の審査により行いますが、必要に応じてヒアリングを実施することがあります。ヒアリングの実施については、書類審査通過者に対し総務省より別途通知いたします。

なお、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出等を求める場合があります。

選定のポイント

① 一定のセキュリティ水準【基本対策】を確保すること

「共同利用型オフィス等で備えたいセキュリティ対策について」(一般社団法人日本テレワーク協会・一般社団法人セキュアIoTプラットフォーム協議会)に記載のサイバーセキュリティ上の課題について、【基本対策】が具体的に示されていること。

なお、対策について、必要に応じて、総務省より確認等の問合せを行うことがある。

② 新型コロナウイルス感染症対策を講じること

新型コロナウイルス感染症の対策等に係る住民への情報伝達や雇用・事業・生活の維持への貢献並びに感染症拡大の収束後の地域経済活動の回復や強靱な経済構造の構築への貢献などが具体的に示されていること。

また、補助事業による拠点整備に合わせて、換気設備やサーモグラフィーの整備等の新型コロナウイルス感染症対策にも取り組んでいること。

③ 費用対効果の試算及び事業計画を明確化すること

事業の実施に際し、最小の費用で最大の効果をあげ得るように、想定される事業の費用対効果の試算及び事業計画が明確に示されていること。

選定のポイント

① 目的に対する適合性

新しい生活様式下における新しい働き方への対応や、地方における就労の維持や事業継続性の確保に資するものであること。

ア 本事業が、新しい生活様式下における新しい働き方への対応や、地方における就労の維持や事業継続性の確保にどのように資するか、できるだけ定量的に記載。

イ テレワークを円滑に実施できる環境(例:グループウェア、勤怠管理、コミュニケーション等のクラウドサービス機能やアプリケーション等の活用)を構築するため、本事業で何を導入するかを記載。

② 遂行する能力

関連する企業、地方公共団体、商工会議所・商工会等による連携・協力体制が構築されるとともに、練度の高い事業計画、資金計画等が準備されており、事業の確実な実施・運営が見込めること。

ア 本事業に関連する団体等の連携・協力体制を図示し、各機関の役割・責任・経営基盤等を記載。

イ 技術上・制度上実現が可能なものであり、事業スケジュール、資金計画等、本事業の実施計画が無理なく効率的に組み立てられていることを記載。

③ 効率性

過大な経費が計上されておらず、また既存の資産を活用する等、費用対効果に優れること。

ア 本事業の内容に照らした費用対効果を記載。

イ 本事業の実施に当たって、既に保有する資産(建物、システム、人材、知的財産等)の活用計画を記載。

選定のポイント

⑤ 費用分担の適切性

他事業の資金や、他事業の成果物たる資産などが活用される場合は、それらの役割分担・費用分担が明確になされ、適切な補助金執行となっていること。

ア 過去の、ICTを活用した取組(国又は地方公共団体その他の団体(以下「国等」という。)のプロジェクトとして指定、委託等を受けた事業等)の実績を記載。

イ 同時期に、国等のICT予算を活用する、他の関連する事業を行っている、又は行おうとしている場合には、その役割分担・費用分担等を記載。

ウ ア及びイのほか、本事業を発展させるために補助対象外の経費を自己負担により適切に支出する場合には、その内容を記載。

⑥ 完了後の運営計画の妥当性

拠点整備後の運営計画が安定的かつ発展的なものであり、事業の長期継続が見込まれること。

ア 拠点運営者、拠点利用者数、連携・協力体制、拠点整備後の運営計画の見通しを記載。

イ 「テレワーク推進計画」等の策定又は検討について記載(「テレワーク推進計画」等とは、総合計画等の一部にテレワーク推進の記載を盛り込むことも含む。)

採択候補先選定後の流れ

- ✓ 総務省は、採択候補先を選定した後、採択候補先に対し、実施計画の最終調整や補助対象に含まれる経費の見直し等の依頼をした上で、交付申請書(交付要綱様式第1-9)の提出を求める。交付申請書の提出後、申請内容の不備の有無や遂行に当たっての支障がないか等を確認した上で、総務省において最終的な交付決定を行う。ただし、交付決定に当たっては、必要に応じて条件を付すことがある。

交付申請から補助金支払いの流れ

交付申請

事業実施要領、補助金交付要綱を参照し書類をご提出ください
 企画提案書(概要)、実施計画書、実施体制説明書、事業スケジュール、資金計画書、事業概要イメージ図、申請者概要説明書(実施団体が民間事業者等の場合のみ)等をご提出いただきます。

採択候補先の選定、 交付決定

書面審査及び必要に応じてヒアリングを行い採択候補先を選定します
 以下の項目に基づき、外部有識者又は総務省による評価にて総合的に評価を行い、その結果に基づき採択候補先を選定します。評価は書面審査及び必要に応じてヒアリングにより行います。その後、提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な交付決定を行います。ただし、交付決定に当たっては必要に応じて条件を付すことがあります。また、採択された提案内容については、必要に応じて、総務省と採択候補先との間で調整の上、修正等を行うことがあります。

事業結果説明、補助金の支払い

実績報告書を審査し額の確定、補助金の支払いを行います

補助事業が完了したときに、補助事業者から実績報告書をご提出いただきます。必要に応じて現地調査を行い、条件に適合すると認められた場合、補助金額を確定します。

【補助事業の留意事項】

- 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合、不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合、交付の決定後に生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
- 補助事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、補助事業の実施を通じて得られた収益の状況を書面により報告しなければならない。なお、当該報告により相当の収益が生じたと認められる場合は、交付した補助金の全部又は一部を国に納付させることがあります。

<公募期間>

令和3年3月12日(金)から令和3年4月26日(月)まで
※午後5時(必着)

公募に関する書類は以下からダウンロードをお願いいたします。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu18_02000001_00010.html



<連絡先>

総務省 情報流通行政局 情報流通高度化推進室

担 当：飯島課長補佐、澤田係長

電 話：03-5253-5751 (直通)

F A X：03-5253-6041

E-mail：local-satellite-office_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。